

NPO法人レジェンドMIGITA内規

第3章 会員

第6条（種別）及び8条（入会金及び会費）

（1）入会金 3,000円 但し、高校生以下の会員は免除とする。

（2）正会員

①個人会員 2,500 円/年

②家族会員 4,000 円/年 ※個人会員と同居または生計を一緒にするご家族が対象

③学生会員 1,000 円/年 ※高校生以下

（3）準会員

・ビジター会員 1日 200円

（4）賛助会員

当法人の事業目的に賛同いただき、運営には直接関与せず賛助会費を納入し登録する会員

①個人会員 一口 3,000円/～年

②法人会員 一口 10,000円/～年

（5）有料施設を利用する場合の会費

①正会員 1日 100円

②準会員 1日 200円

第4章 役員及び職員

第13条（種別及び定数）

（3）当法人は、相談役、特別顧問及び顧問を置くことができる。相談役、特別顧問及び顧問は理事会において推薦する。

第5章 総会

第28条2項（議決）議決権は以下の通りとする。

（1）個人会員 1票

（2）家族会員 家族で1票

（3）学生会員 議決権なし

（4）準会員 議決権なし

（5）賛助会員 議決権なし

この内規は、令和4年4月1日より施行する。